

新水経理第212号
令和元年12月18日

新潟市水道局建設工事
入札参加者 各位

総務部経理課長
(担当：契約係)

新潟市水道局発注工事の下請負人の社会保険等加入について（お知らせ）

本市発注の令和2年1月1日以降に新たに契約締結する建設工事においては、二次下請以下全ての下請負人も社会保険等の加入が必要となります。

1. 社会保険等とは
雇用保険、健康保険及び厚生年金保険を指します。
※ 加入義務のないものは、加入しているとみなします
※ どの保険に加入すべきかわからない場合には、最寄りのハローワーク（雇用保険）、年金事務所（健康保険、厚生年金保険）にお問い合わせください。
2. 健康保険被保険者適用除外を受け、建設国保等に加入している場合は、健康保険に加入していることとなります。
3. 違反した場合、元請業者が指名停止や工事成績減点（最大20点減点）を受ける場合があります。

	現行	改正後
社会保険加入対象	1次下請負業者	2次下請以下を含む 全ての下請負業者
ペナルティ（受注者）	通報	指名停止（契約違反） 工事成績評定減点 （法令順守違反）
加入までの猶予期間	原則30日	原則30日
例外規定	なし	特別な事情がある場合には下請契約可※1

- ※1 特別な事情とは、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術等を必要とする工事で、そうした技術を有する者を下請負人としなければ契約の目的を達することができない場合等が考えられます。